相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区田町三丁目八八番地一一、最後の住所静岡市葵区田町三丁目八八番地の一一　被相続人　亡　榊原　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十一日

静岡県静岡市駿河区寿町五番一七号　静岡はるひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県竹原市忠海中町四丁目四八二九番地二、最後の住所広島県三原市下北方二丁目九番一号　被相続人　亡　髙崎シズ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十一日

広島県豊田郡大崎上島町中野二一二〇番地一

相続財産管理人　岡田　泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県嘉穂郡桂川町大字土師二二七〇番地七四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　加藤　久己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十一日

福岡県飯塚市新飯塚六番六号

相続財産管理人　司法書士　縄田　優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県飯塚市楽市二二九番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　宮原　**花**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十一日

福岡県飯塚市新飯塚七番三一号

相続財産管理人　笹田　彰

公示送達

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業京都市洛北第三地区土地区画整理事業に係る左記の者に対する仮換地指定取消通知及び土地区画整理法第一〇〇条の規定による使用収益停止通知について、送付すべき場所を確知することができないので、同法第一三三条第一項により書類の送付に代えて公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者

住所　京都府愛宕郡岩倉村字岩倉二四三番戸

氏名　藤木恒之助

二、通知の内容

京都市岩倉幡枝町二五八番の仮換地指定取消及び使用収益停止をする日を平成二十五年一月三十一日と定めました。

なお、通知原本は組合事務所に掲示しています。

平成二十五年一月十一日

京都市上京区丸太町通河原町西入る高島町三三五番地

京都市洛北第三土地区画整理組合

理事長　古村　英夫

公示送達

熊本都市計画事業田井島南土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十七条第二項の規定による建築物等除却通知及び照会は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第百三十三条第一項の規定により、当該書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　熊本市南区良町四丁目一〇番九二号

氏名　宮本トシエ

二、通知の内容

田南土区発第九十九号

平成二十四年十二月十日

熊本都市計画事業田井島南土地区画整理事業施行者　熊本市田井島南土地区画整理組合

代表者　理事長　村田　政時

建築物等除却通知及び照会

あなたが所有する下記建築物等は、土地区画整理事業の施行のため、平成二十五年二月二十日までに除却していただくこととなりましたので通知します。前記の期限後は、土地区画整理法第七十七条第七項の規定に基づき、施行者　熊本市田井島南土地区画整理組合が除却工事を行うことになりますので、あなたが前記期限までに自ら除却される意思があるか否かを添付の用紙で平成二十五年一月七日までに回答して下さい。

以上、土地区画整理法第七十七条第二項の規定に基づき、通知及び照会します。

記

建築物等の表示

所在地　熊本市南区良町一丁目二三五―一、二二四―二

構造及び数量　工作物及び竹木土石等　一式

摘要（移転工法）　除却

（注意事項）

一　自ら除却される場合の除却に係る補償費は、熊本市田井島南土地区画整理組合においてお知らせします。

二　除却完了前に所有者が変わった場合は、新旧所有者連署のうえ、ただちに熊本市田井島南土地区画整理組合へ届けて下さい。

（教示）

一　この通知について不服のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して六十日以内に熊本市長に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）。

二　この通知書を受け取った日の翌日から起算して六ヶ月以内に熊本市田井島南土地区画整理組合を被告として、行政事件訴訟法の規定により、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に熊本市田井島南土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この通知は当該事業施行地区内熊本県熊本市南区田井島三丁目二八一番地一所在の造成作業所において掲示しています。

平成二十五年一月十一日

熊本県熊本市南区田井島三丁目八番一号

熊本市田井島南土地区画整理組合

理事長　村田　政時

川崎火力発電所2号系列2軸、3軸設備増設計画に係る環境影響評価書の縦覧について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第二十一条の規定に基づき、環境影響評価書を作成しましたので、法第二十七条の規定に基づき次のとおり公告いたします。

平成二十五年一月十一日

東京電力株式会社

代表執行役社長　廣瀬　直己

事業者の氏名及び住所

名　称　東京電力株式会社

代表者　代表執行役社長　廣瀬　直己

住　所　東京都千代田区内幸町一―一―三

対象事業の名称、種類及び規模

名　称　川崎火力発電所2号系列2軸、3軸設備増設計画

種　類　ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）

規　模　出力　71万キロワット　×2軸

対象事業が実施されるべき区域

神奈川県川崎市川崎区千鳥町五―一

関係地域の範囲

神奈川県　川崎市川崎区、幸区、中原区／横浜市鶴見区、神奈川区

東京都　大田区／品川区

縦覧

一、縦覧場所

神奈川県環境農政局環境保全部環境計画課（横浜市中区日本大通一）

川崎県民センター（川崎市幸区堀川町五八〇）

かながわ県民センター（横浜市神奈川区鶴屋町二―二四―二）

川崎市環境局環境評価室（川崎市川崎区宮本町一）

川崎区役所（川崎市川崎区東田町八）